

2020年（令和2年）11月17日

法制審議会 民事訴訟法（IT化関係）部会
部会長 山 本 和 彦 殿

委 員
服 部 千 鶴

障害者のための法改正等について

1 はじめに

わが国では、障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）の国内法整備として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）が制定されたものの、同法の対象とする国家機関は行政機関に限られ、司法機関に係る国内法の整備が立ち遅れている。

この点、最高裁判所は、裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月23日最高裁判所裁判官会議議決）を定め、障害者の差別解消や合理的配慮に努めているが、現在、障害者が求める合理的配慮の方法の中には、現行民事訴訟法の規定によって実現が困難となっている方法もあり、障害者が様々な不利益を被っているのが実情である。

そこで、民事訴訟手続において、一定の手続上の合理的配慮の方法を明文化することで、障害者に障害者でない者との同等の機会を保障し、もって障害者の裁判を受ける権利を実質的に保障するため、以下の法律の改正等を議論していただきたい。

2 民事訴訟法の改正事項

(1) 一般規定の新設

第1編第1章に、障害者が手続上効果的な役割を果たすことを容易にするため、その性別、年齢及び障害の状態に応じて、裁判所が必要かつ合理的な手続上の配慮をするとの一般規定を新設する。

（理由）

障害者権利条約13条を踏まえ、裁判所が障害者の特性に応じた手続上の配慮をする責務を負う旨の一般規定を設ける。

(2) 特別代理人の要件の見直し

未成年者、成年被後見人若しくは精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者が訴訟行為をしようとする場合又はした場合にも、訴訟法上の特別代理人（第35条1項）の選任申立てを可能とする改正をする。

（理由）

大審院昭和9年1月23日民集13巻47頁，最判昭和41年7月28日

集民事84号251頁の判例法理を明文化し、法定代理人の選任を待つのでは損害が生じる場合、未成年者等による訴え提起を可能にする。

(3) 視覚障害者等に対する送達等に係る配慮

視覚障害若しくは聴覚障害により文書又は電磁的記録（音声記録を含む。）の内容の認識が困難である旨の申出又は知的障害、精神障害（発達障害を含む。以下同じ）等によりこれらが伝達された事実の理解が困難である旨の申出を受けたときは、送達（システム送達を含む。），「システム直送」，電子メール，SMS又はSNSの送信等に当たり，裁判所又は裁判所書記官が通常の方法に加えて，障害者が当該文書又は電磁的記録の内容を了知できる方法で伝えることができる旨の規定を新設する。

なお，具体的には，点字文書，アクセシブルな形式のPDFファイル，電話による通知，拡大読書器の貸与，手話通訳等が考えられるが，障害者の特性に応じて適宜の方法が選択されるべきである。

（理由）

視覚障害者若しくは聴覚障害者が主張書面や証拠の内容を知り，又は知的障害者，精神障害者等が送達等がなされた事実を理解することを可能にし，もって障害者が実際に攻撃防御方法を提出できるようにする。

(4) 付添人の見直し等

付添人の選任要件として，当事者の弁論能力が不十分な場合を加え，陳述禁止を命じなくても付添人の選任を可能とする。また，弁護士であるという付添人の資格を見直し（同時に非弁活動抑止の規定を設ける必要がある。），付添人の権限として，当事者が聴覚障害，言語障害のみならず，視覚障害，知的障害，精神障害等により意思疎通が困難なときにその意思疎通支援を行うこと，視覚障害やその他の身体障害等により事件管理システムのアップロード，ダウンロード等が困難なときにこれを支援することを加える。さらに，当事者の意思疎通が困難なときに，裁判所が音声認識ソフト，要約筆記，電話，筆談，触手話，指点字等を利用して意思疎通支援をすることとし，以上の規定を新設ないし改正する。

（理由）

障害者が付添人を積極的に活用できるようにし，また，事件管理システムの導入に伴い意思疎通の困難な状況が発生するのを回避するため，付添人の資格及び権限を改正し，もって民事訴訟手続における意思疎通支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条1項6号）を実現する。

(5) 障害者に対する配慮に要した費用の国庫負担

前記(2)から(4)までの措置（前記(2)については，障害者のために特別代理人が選任された場合に限る。）を講じる費用は，国庫の負担とする。

(理由)

障害者の実質的平等を実現するためのコストは、国庫、究極的には国民全体で負担し、障害者に経済的負担を負わせないものとする。

(6) 音声変換可能データの提出の促し

当事者が視覚障害により相手方が事件管理システムに登録した情報を読み取ることができない旨申し出たときは、裁判所は、相手方に対し、音声情報に変換可能な情報を有する電子データ（ワード、エクセル等）の提出を促すことができる旨の規定を新設する。

(理由)

手続上の配慮の一環として、裁判所が裁量的に相手方に前記電子データの提出を促すこととし、相手方から任意に提出されたデータを音声情報に変換することで、視覚障害者が相手方の主張内容を把握するのを容易にする。

(7) 付添い等における考慮要素の追加等

付添い（第203条の2第1項）、遮蔽（第203条の3第1項）及び映像等の送受信による通話の方法による尋問（第204条第2号）の可否を判断する際の考慮要素に「障害」を加える。

付添いについては、障害者である当事者が口頭弁論、争点整理手続及び和解に関与する場合に準用するものとする。

(理由)

知的障害者又は精神障害者の精神的な不安や緊張感を軽減し、公正な裁判を実現する。

(8) 再審事由の追加と明文化

訴訟手続に関与する機会がなかった者に第338条1項3号の再審事由があると認めた判例の趣旨を踏まえ、視覚障害、知的障害、精神障害等により訴訟係属を知らないまま又はその内容を理解しないまま判決を受け、その点につき当事者の責めに帰することができない場合の救済を可能とする再審事由の規定を新設する。

(理由)

最判平成4年9月10日民集46巻6号553頁、最判平成19年3月20日民集61巻2号586頁の趣旨を踏まえて、帰責事由なく敗訴判決を受けた障害者の救済の途を開く。

3 事件記録の閲覧・謄写に対する手続上の配慮

視覚障害者又は聴覚障害者が事件記録の閲覧・謄写請求をするときは、裁判所において、対応要領、ガイドライン等の制定や研修を通じて、その手順の説明及び補助、手話通訳者等の意思疎通支援者の補助、音声支援システムの導入されているコンピューターの利用などの配慮が行われるようにされたい。

(理由)

障害の特性に応じて、閲覧・謄写請求の手順等に関する説明を受ける必要がある。

以 上